

平成21年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録

- ・日 時：平成21年7月21日（火）午前10時から午前11時まで
- ・場 所：向日市民会館第2会議室（4F）
- ・出席者：（委 員）大田直史委員、野田崇委員、酒井美智子委員、高松恵美委員、  
大森建一委員  
（事務局）上田市民生活部長、物部市民参画課長、大原市民参画課係長、  
長谷川市民参画課主任、天野市民参画課主査  
（説明員）中村環境政策課長、山田環境政策課長補佐、  
生野環境政策課担当係長、小畑環境政策課主任、  
小田障害高齢福祉課長、関本障害高齢福祉課担当課長、  
西村障害高齢福祉課主幹
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：
  - （1）会長の選出
  - （2）会長職務代理の選出
  - （3）諮問事項「災害発生時における要配慮者の避難支援対策に伴い、個人情報を収集  
すること及び目的外利用することについて
  - （4）報告「平成19・20年度個人情報開示実施状況について」

---

議事（要約）

- 1 開会
- 2 委員紹介・事務局紹介・説明員（担当課職員）紹介
- 3 会長の選出 大田委員が会長に選出された。
- 4 会長職務代理の選出 野田委員が会長職務代理に選出された。

- 5 諮問事項 「災害発生時における要配慮者の避難支援対策に伴い、個人情報収集すること及び目的外利用することについて」

～事務局説明～（長谷川）

災害発生時における要配慮者の避難支援対策に関して、国において設置された「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」により「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」がまとめられた。

本市においても、このガイドラインに沿って関係部課及び関係機関の協力を得て検討を進め、「災害時における要配慮者の避難支援事業」の実施に向けて計画を策定しているところである。

この事業では、まず、災害時要配慮者から登録申請書を提出いただくことにより、要配慮者の名簿を作成し、災害対策主幹課及び福祉部門で当該名簿を共有する。

次に、その名簿を民生児童委員等支援業務実施団体に提供し、当該団体に登録者ごとに避難支援計画を作成していく。

なお、今回、本事業に関して、審議会へ諮問させていただいたポイントは2カ所である。

まず、この事業を実施するにあたって、登録申請をしていただくために、対象者に対して事業の周知を図る必要がある。この周知を行なうには、障害高齢福祉課が保有する要介護者、障害者、一人暮らし高齢者等の情報を活用する必要があり、条例第9条で制限された収集した目的以外の個人情報の利用に該当する事項となる。

また、登録申請書を提出していただく際には、災害時要配慮者の要介護の等級、障害の程度、健康状態等の情報を収集する場合があります。条例第8条で制限された個人情報の収集に該当する事項となる。

なお、収集及び目的外利用する個人情報の内容については、大きく分けて、高齢者情報、介護保険認定者情報、身体障害者情報、知的障害者情報の4分野の情報となる。

事務の種類としては、条例第9条関係の「目的外利用及び外部提供をすることができる場合について」は、「5 個人の生命、身体、財産等の安全を守るために、実施機関、他の行政機関等に個人情報の目的外利用等を行なう場合」に該当すると考えている。条例第8条関係の、「収集禁止事項に係る個人情報の収集の例外について」は、「6 障害者、要介護者、高齢者、生活保護、母子家庭等を対象とした福祉に関する事務を行うに当たり収集する場合」に該当するように考えている。

～災害時における要配慮者の避難支援事業についての説明～（中村）

近年、地震、台風等による大規模な災害が全国各地で発生し、多くの犠牲者がでてい

る。本市においては幸いにも大きな被害はでていないが、他市では避難に時間を要する災害時要配慮者の被災が多く起こっている。各地の災害を教訓としてあらかじめ気象予報、洪水予報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えることが重要である。このために、各地域において、高齢者や障害者の災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、そのひとり一人について、災害時に誰が支援し、どこに避難させるかを定める個別避難計画を作成していく必要がある。要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から障害者、高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には災害時要配慮者の自助、地域の共助を基本として情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を図ることを目的としている。

まず、災害時要配慮者から登録申請書を提出していただく必要がある。登録申請をしていただくためには、要配慮者候補者対象者リストを作成して、当該事業の災害時要配慮者の候補者に対して、事業の周知と案内を行う必要がある。このためには、障害高齢福祉課が保有する要介護者、障害者、一人暮らしの高齢者等の情報を収集する必要がある。これらの情報を目的外利用することになる。

同時に、希望登録申請をしていただく際には、災害時要配慮者の要介護の等級、障害の等級及び内容、健康状態等の情報を収集する場合があります。制限された個人情報の収集に該当することになる。

次に、要配慮者候補者対象者リスト作成に伴い目的外利用する個人情報の内容及び要配慮者登録申請時に収集する個人情報について、説明を行う。

まず、要配慮者候補者対象者リストを作成する場合は、高齢者情報の65才以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象とすることから、高齢者世帯台帳及び一人暮らし高齢者台帳を利用する。また、介護保険における要介護3以上の在宅の認定者を対象とすることから、要介護3以上の認定者一覧表を利用する。次に、在宅の身体障害者1・2級の認定者を対象とすることから、身体障害者手帳所持者一覧を利用する。最後に、在宅の知的障害者（療育手帳A）の認定者を対象とすることから、療育手帳所持者一覧を利用する。以上の5点を参考にしてまとめるものである。

なお、目的外利用する内容については、氏名、ふりがな、性別、年齢、生年月日、住所、要配慮者の区分である。

次に、災害時要配慮者名簿の作成及び避難支援個別計画の作成のために、要配慮者名簿登録申請書にて収集する個人情報については、氏名、連絡先、所属自治会名、認定内容等の区分、家族構成、住まいの状況、緊急連絡先、避難支援者等の情報が必要となる。

これらを記入の上、同意された方のみ申請していただき、これをもとに要配慮者名簿及び個別計画書を作成することになる。

災害時に迅速な避難支援ができるよう、この名簿をもとに民生児童委員や自治会、自主防災組織、消防、警察等において、平常時から情報を共有することになる。

災害が発生した直後に、行政から民生児童委員や自治会、自主防災会等に対して名簿を提供するという事は理論的には可能だが、突然襲う地震等の際には、行政や民生児童委員等自体も被災することがあり、その時点での名簿の提供は混乱を招くという判断から、平常時から地域の自治会、民生委員等の方々に名簿を共有していただくこととしている。

名簿については、要配慮者の支援目的にのみ使用するものであり、要配慮者名簿の提供を受ける側の個人情報保護対策の確保が大切である。そのために、市職員、民生児童委員には、守秘義務を徹底させるとともに、要配慮者名簿を保管する自治会及び自主防災会についても、個人情報の保護について誓約書を提出していただく等適正な名簿の管理保管に留意していただくことになる。個人情報の漏洩、改ざん、紛失、き損、その他事故を防止するために、常に最善の個人情報保護対策を講じていくべきと考えている。

今後のスケジュールについては、要配慮者候補者対象者リストを平成22年3月から作成しはじめ、要配慮者候補者対象者リストの完成は同年4月を予定している。同時に、関係機関への説明会を同年5月に開催する予定である。要配慮者本人への案内は同年6月に実施し、希望申請及び名簿登録の受け付けは同年6月からの開始を予定している。個別計画書の作成は、同年11月を予定しており、平成23年3月には、完成した要配慮者名簿及び個別計画書を関係機関と共有する予定である。なお、情報については、今後、毎年5月に更新を行っていく予定である。

#### ～ 質 疑 ～

（会 長）要配慮者候補者対象者リストを作成する際の目的外利用、本人からの申請に基づいて要配慮者名簿を作成する際、収集禁止事項であるセンシティブ情報を収集するところが、個人情報保護条例との関係では問題となるところである。

（委 員）障害者のうちの精神障害者については、どういう扱いを行うのか。

（環境政策課中村）手帳3級等一人で動ける方は、対象としない。手帳1級と2級については、「その他市長が認める者」ということで、対象としている。

（委 員）市で精神障害の方の情報は把握しているのか。

(環境政策課小畑) 1級で15名ときいている。

(委員) 精神障害者を把握するために、何らかの情報を目的外利用することになると思うが、それは諮問しなくて良いのか。

(障害高齢福祉課西村) 精神障害者は身体的には自立されている。障害の程度は統合失調症等内面的なものであり、手帳をとるとらないということは、本人の任意となっている。その関係で、手帳のある方のみを対象を絞るというのも問題があると考えている。

また、精神障害というものに対しては、市民の理解が差別というほどでもないかもしれないが、ある程度区分された認識になっている。そのため、敢えて対象であるということを広く市民の方にお知らせしないで、自分から手をあげられた方に対してのみ、「その他市長が認める者」として、対象としていくこととした。

(委員) 精神障害の方については、要配慮者候補者対象者リストには入らないという理解で良いか？

(障害高齢福祉課西村) 良い。

(委員) では、手挙げ方式をとるのか。そもそも手を挙げますかという問いかけも行わないのか。

(障害高齢福祉課西村) 広報等で周知を行うと同時に、民生委員にもその辺りの状況を説明し、特に心配な方については、行政が動くことを考えている。

(委員) 要配慮者は何名くらいになると考えているのか。

(環境政策課中村) 事前に把握しているところによると、65歳以上の一人暮らしの高齢者が約1500人、65歳以上の高齢者世帯が約1570世帯、介護保険要介護3以上の認定者が約700人、身体障害者の1級の方が約1100人、知的障害者(療育手帳A)の方が約170人、そして、先ほど説明した精神障害者の方が約15名と把握している。

(委員) 重複者もあるのか。

(環境政策課中村) 重複者もあると思う。最終的には調整する予定。

(委員) かなりの数だが、共有する際、全ての情報を民生委員等に渡すのか。それとも対象を絞って渡すのか。

(環境政策課中村) 警察及び消防については、対象名簿を全てを渡す。民生委員及び地域の自治会等については、関係する区域の方の分だけの名簿を渡す予定。

(委員) 申請書の欄によると、民生委員及び自治会には渡して良いが、警察及び消防には不可という場合を想定しているという理解で良いか。

(環境政策課中村) そのとおり。

(環境政策課小畑) 民生委員及び自治会の方々は、対象者と普段から良く接しておられ

るため、名簿の共有をかなり了承していただけたと考えている。ところが、消防及び警察については、普段かかわりがないため、共有して良いか本人に確認した方が良いと考え、こういう欄を設けた。

(委員) 逆の場合はないのか。消防及び警察には良いが、近所の人には嫌だという人もありそうだが。

(環境政策課中村) そういう方には、できるだけご理解いただけるよう話をさせていただく予定である。

(委員) 名簿の内容は、かなりセンシティブな内容である。これを平素から共有するということは、特に自治会は毎年役員が替わるため、事実上、地域のみなさんが知ることとなる。しかも、民生児童委員は法律上守秘義務が課されているし、消防団も特別職の公務員のため課されているが、自治会、自主防災組織、社協は何もないと理解している。となると、誓約書は法的に何の意味もない。そうすると、これはある意味とても危うい面のある制度の状況である考えられる。

(環境政策課小畑) 他市の状況でも、そこまで共有をしていないところが多い。自治会等への共有は、今後の目標としているところが多い。

(委員) ただ、緊急時に役立てようと思うと、平素から情報を共有しないと意味がない。向日市がとる方法の方が、避難支援対策としては有効である。ただし、自治会等については、例えばプライバシーポリシーを宣言する等研修等を徹底してほしい。

(環境政策課中村) その辺りについては、慎重に対応したい。

(会長) 市社協は、プロパーの職員が多いのか。それとも、市から出向の職員が多いのか。

(環境政策課中村) ほとんどがプロパーの職員である。市からの出向は2人のみである。

(委員) 社協や民生委員等で名簿を共有することは、センシティブ情報を外部に提供することにもあたらないか。

(事務局 長谷川) 本人に同意をもらった上で提供するため、条例上問題がないと事務局で整理をさせていただいている。条例第9条〔利用及び提供の制限〕第1項第1号〔本人の同意があるとき〕に該当すると考えている。

(委員) 整理すると、まず最初に要配慮者候補者対象者リストをつくることは目的外利用で、これはこの審議会の審議事項である。それを民生委員等に渡すことについては、本人同意をとるので条例第9条第1項第1号で認められる。センシティブ情報を集めることについては、条例第8条により審議会の審議事項である、ということか。

(事務局 長谷川) そのとおり。

(会長) 本人同意をとるということで、個別に本人に説明される機会があるため、本

人が納得されるような取り組みも必要である。

(会 長)では、提供・共有先の組織の個人情報の保護については、十分措置を講じていただくということを審議会の意見として付帯した上で、この件における個人情報の目的外利用及びセンシティブ情報の収集については、必要であるということとする。

ただ今の意見や議論を踏まえて答申書案を作成し、事務局から各委員へ送付する。了解ののち、正式な答申書とする。

## 6 報告「平成19・20年度個人情報保護開示実施状況について」

### ～ 報 告 ～ (長谷川)

平成19年度の個人情報開示請求の件数は、4件であった。請求内容については、戸籍謄抄本等の請求関係書類が3件、診療報酬明細書が1件であった。

なお、実質的な請求人数は4人で、請求者1人あたりの請求件数は1件となっている。

また、実施機関別の請求件数は、4件全て市長となっている。

次に、請求に対する処理状況は、部分開示が1件、不開示が3件となっている。部分公開を含めた公開率は、25%である。

部分開示の理由は、開示請求者以外の個人情報が含まれるためであった。

また、不開示3件の内容は、全て個人情報の不存在による不開示である。

続いて、平成20年度の個人情報開示請求実施状況について説明すると、開示請求の件数は、5件であった。請求内容は、教育委員会会議録が2件、公務災害認定請求に関する職員人事管理に関する書類が2件、建築確認事前協議届出に関するものが1件であった。

なお、実質的な請求人数は3人で、請求者1人あたりの請求件数は約2件となる。

また、実施機関別の請求件数は、市長が3件、教育委員会2件であった。

次に、請求に対する処理状況は、全部公開が3件(60.0%)、部分開示が2件(40.0%)となっている。部分公開を含めた公開率は、100%となっている。

部分開示の理由としては、開示請求者以外の個人情報が含まれるためであった。

なお、この2年間において、不服申し立てはなかった。

## 7 閉会